

## (様式第1号)

## 平成27年度第2回 芦屋市自立支援協議会 会議録

日 時	平成28年3月23日(水) 13:30~15:30
場 所	東館3階大会議室
出席者	会 長 堺 敦 副 会 長 木下 隆志 委 員 有野 和枝 田中 佐代子 新村 英一 山田 耕治 川辺 麻起子 森實 伸一 島 サヨミ 岡本 直子 加納 多恵子 山岸 吉広 鈴木 敦子 寺岡 康世 三谷 高路 山口 佐起子 福田 晶子 寺本 慎児 欠席委員 長澤 豊 長野 良三 木村 嘉孝 朝倉 己作 脇 朋美 オブザーバー 津山 純代 事務局 鳥越 雅也 川口 弥良 西川 隆士 吉川 里香 平井 和樹
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	5 人

## 1 会議次第

## (1) 開会

開始時点で23人中18人の委員の出席により成立

## (2) 会長挨拶

## (3) 議事

- ①実務者会活動報告について
- ②専門部会活動報告について
- ③基幹相談支援センター平成27年度報告について
- ④第4期障害福祉計画平成27年度実績報告について
- ⑤その他

## (4) 閉会

## 2 提出資料

- |         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 資料1～1-② | 実務者会報告と次年度活動案                       |
| 資料2     | 平成27年度芦屋市自立支援協議会 専門部会〈報告〉           |
| 資料3     | 2015年度(平成27年度)芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業報告 |
| 資料4     | 第4期障害福祉計画の進捗状況の点検・評価について            |

### 3 審議経過

#### (1) 実務者会活動報告について

実務者会事務局より「実務者会活動報告について」説明

(堺会長)

3回にわたる実務者会の活動についてまとめていただき、緊急性や課題を整理していただきました。意見をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

山岸委員、何か補足はありますか。

(山岸委員)

資料1の2に課題が46個とありますが、以前、事業所懇談会で出していただいた事業所の方々が感じている課題と、今回、行政や当事者団体の代表の方も入り、抽出した課題は、共通する部分も多いと考えております。

ただ、課題の優先度が高いサービス利用の情報源となる「あしやっぷ」の改訂や災害時の対応は、昨今の情勢の中では関心の高いところと感じました。できればこの課題を来年度、専門部会を立ち上げて、解決に向けて取り組んでいければと思います。

(堺会長)

ありがとうございました。

そのほか、ご意見とか提案はありますか。学校関係、教育関係から何かご意見ありますか。

(森實委員)

災害時の対応ですが、芦屋特別支援学校は芦屋浜に位置しており、南海トラフの巨大地震が発生した場合、津波の到着時刻が111分、最大の高さが3.7メートルと想定されています。学校の標高が4メートルの位置にありますので、障がいのある人たちをどう避難させるか、本校においては、学校の3階に逃げる垂直避難を採用しています。

実際、近隣を歩き確認をしましたが、子どもの特性を考えた際に、長時間の避難が難しい場合や津波により歩行困難となる場合もあるため、水平避難は難しいのが現状です。

車椅子での避難について、4人1組になり、介助の方法を図示し、それをもとに3階まで持ち上げるという訓練をしています。日常の生活が非日常に切りかわった際にどのような具体的に対応していくのかという具体的なイメージを持ち、「あしやっぷ」に何を掲載し、何を伝えたいのか、その辺、内容を絞って掲載する必要があると思いました。

東日本大震災の話聞き、本校では、個人の備蓄品を学校に2年分、自主ストックし

ています。個人がまず持って逃げる物と落ち着いた頃に倉庫の備蓄品を出すという二段階構えにしています。

浜風小学校や陽光公園に災害備蓄倉庫がありますが、一旦、災害が発生すると水平移動を行い、何かを得るのが難しいと考え、現在は学校で対応できるようにしています。

(堺会長)

貴重なご意見ありがとうございました。

そのほか、何か気がついたことはありますか。

(事務局鳥越)

先ほどご覧いただきました啓発冊子「自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋」ですが、平成22年3月に自立支援協議会で作成いただきました。この度、4月から障害者差別解消法が施行されるに当たり、障害者差別解消法に関する記述も含めた改訂ができればと考えています。

(堺会長)

山田委員、「あしやっぷ」や啓発冊子は、学校でよく利用されていると聞いていますが、いかがですか。

(山田委員)

そうですね。啓発冊子は、小学校4年生の福祉学習で活用しています。また、社会福祉協議会と連携し、障がいのある人に来ていただき、点字学習やアイマスク体験など実施しています。

(堺会長)

それでは次の専門部会活動報告について、お願いします。

## (2) 専門部会活動報告について

専門部会事務局より「専門部会活動報告について」説明

(堺会長)

ご苦労さまでした。

専門部会のメンバーですが、障がいに関する経験や知識が豊富な方ばかりが集まっただけ、  
「市内事業所への車両による送迎サービスについて」協議をされた結果が報告されました。在宅の関係からこの報告を受けて、福田委員、何か意見はありますか。

(福田委員)

実現が難しいということがわかったということが1つの成果で、これを材料にして、時期が来たら実現可能になることもあるかもしれないと思います。何か問題や困ったことが発生したときにみんなが話し合えるベースができたというのは、すごい成果だと思います。

(堺会長)

ありがとうございました。

それでは、次の基幹相談支援センターの27年度報告についてご報告をお願いします。

### (3) 基幹相談支援センター平成27年度報告について

基幹相談支援センター長より「基幹相談支援センター平成27年度報告について」説明

(堺会長)

ありがとうございました。

今4つの重点課題について、報告いただきましたが、何かご質問等ございますか。

計画相談について、圏域コーディネーターの立場からいかがですか。

(津山オブザーバー)

阪神南圏域では芦屋市は進んでいると言えます。芦屋市でも同じ傾向があると思いますが、相談支援専門員の数が少ないことが阪神南圏域の全体の課題です。

計画相談の今後の課題としては質の担保であり、質の向上は今後も努めていく必要があると思います。

(木下副会長)

尼崎市の計画相談は、現段階で11%ぐらいの進捗です。

尼崎市はガイドラインを作成して、一定のサービスの基準を作ってから計画相談を行うという形でスタートしたため、遅れてしまったようです。

(堺会長)

それでは、第4期の障害福祉計画の27年度実績報告について、事務局から報告をお願いします。

#### (4) 第4期障害福祉計画平成27年度実績報告について

事務局より「第4期障害福祉計画平成27年度実績報告について」説明

(堺会長)

ありがとうございました。各項目について進捗状況の報告を受けました。平成27年度については、順調に進んでいるとのことですが、川辺委員、就労について、苦勞している点など新たな課題はありますか。

(川辺委員)

就職が決まってから、能力は高いが、人間関係などでつまづく方が多いように感じます。また、基礎となる家族関係がうまくいかない方もかなりおられ、生活面の支援に時間がかかることも多いです。

(堺会長)

ハローワークの方にも非常にご協力をいただいたと報告がありましたが、何かございますか。

(新村委員)

今回、就労継続支援B型が減り、就労継続支援A型が増えているが、一般就労へつなげることが今後の課題であると報告がありました。A型での就労も方策として働き方の1つだと思いますが、今後、私どもにおいても、一般の事業所に対しての就労、定着を目指していきたいと思います。

(堺会長)

藤川さん、就業・生活支援センターで好事例などありますか。

(傍聴藤川)

市内の就労移行とか就労継続支援A型の事業所から就業・生活支援センターへ相談に来て、そこから一般就労につながったケースも確かに増えてきている印象はあります。ただ一つ、就労継続支援B型が就労の中で一番利用者が多く、1,300人ほどおられます。その人たちを次に就労移行、A型、一般就労につなげる、そういったところが今後課題として出てくるのではないかと思います。

(堺会長)

ありがとうございました。

今まで聞いてこられた中で第4期障害福祉計画以外でも結構ですので、岡本委員何かありますか。

(岡本委員)

一番最初の実務者会の活動報告ですが、やはり災害時の対応の周知というのは、民生委員の中でも課題の1つとなっていて、充実して取り組んでいかなくてはいけないことだと思っています。専門部会の新しい取組となる、福祉マップ「あしやっふ」の改訂を充実したものにしていただきたいと思います。

(堺会長)

はい、ありがとうございました。そのほか、何かご意見ございませんか。

(事務局西川)

本市で実施しているチャレンジド雇用の方のその後について、委員の皆様にご報告していただけることがあれば、お願いできますでしょうか。

(川辺委員)

昨年の11月末でチャレンジド雇用を終えた人は、終えた後にハローワーク主催のパソコンの訓練を3か月受講され、4月から一般就労が決まりました。また、A型事業所に行かれた人で、通常A型は短時間の就労が多いのですが、1日6時間の就労で健康保険や厚生年金へ加入して就職された人がいます。チャレンジド雇用終了後、すぐに一般就労につながる人がまだ少ないですが、一般就労に向けて、今も活動しています。

(堺会長)

ありがとうございました。

それでは、その他の項目について報告をお願いします。

## (5) その他について

事務局より「芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領・芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」及び「高浜町1番社会福祉施設建設用地活用事業」について説明

(堺会長)

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、それに係る留意事項について報告がありました。正当な理由の判断、不当な差別的取り扱い、それから合理的配慮の基本的な考え方など記載されています。

(木下副会長)

芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会が設置されますので、そこで好事例も含めた事例等の積み上げを行い、それを見ながら留意事項の中身は改善していけばよいのではないかと思います。

また、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供をしなければならぬとされています。個人で言うのはなかなか大変かもしれませんが、これはやはり必要だろうという意思の表明をしていただいたら最低限、障がい者差別解消支援協議会での協議事項になっていくと思いますので、そういう声を上げていただくということが大切だと思います。

(堺会長)

障がいのある人の意思の表明については、今いろいろ研究され、アイデアとしてはたくさん出てきつつありますが、まだまだ十分ではありません。そういうことを含めて、法律の施行はもう目前ですが、中身について充実していくには時間が必要ではないかと思えます。

(島委員)

先週、芦屋市障がい団体連合会で定期的な集まりがあり、その中でこの法律と合理的配慮という言葉が話題にあがっていました。

障害者権利条約の中に合理的配慮の基本的な考え方というのがあります。それによると、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するため」に云々と書いてあります。障がいのある人が障がいを持たない人が使わない福祉サービス、あるいは福祉のいろいろな制度を使えるということは、他の人との平等を基礎としてという大台の上の1つだと思います。

精神障がいに関する問題点として、私たちの要望しているものが、特に2つあります。1つは、障害者医療費の助成です。障がいのある人が医療上の助成を受けていることはご存知の方がほとんどだと思いますが、対象となる等級があり、身体障害者手帳は、1級、2級、3級、療育手帳はA、B1、精神障害者保健福祉手帳は1級のみとなっています。精神障害者保健福祉手帳以外の手帳において、中級の人の医療費助成は、市独自で行っていますが、精神障害者保健福祉手帳2級への助成は芦屋市においては行われていません。これは他市の状況を見ますと、宝塚市、尼崎市、西宮市については、精神障

害者保健福祉手帳の２級までこの制度を広げております。

もう一つは、交通運賃の割引です。これもご存知のように身体障害者手帳，療育手帳を所持している人には、鉄道，バス，飛行機，船等々に割引がありますが，私たちは芦屋市内の阪急バスの半額助成を要望しています。

今後，障害者差別解消法が施行されるに当たり，再度お考えいただきたいと思っておりますので，よろしく申し上げます。

(寺本委員)

今，島委員がおっしゃられたように，要望としてはずっと受け取っています。阪急バスの助成の件につきましては，本来これは交通事業者が行わなければならないと我々としては考えております。バス事業者，鉄道事業者ごとに，いわゆる運行に関する約款を作っています。国土交通省がひな形を作るのですが，これまで精神に障がいをお持ちの方については入っていなかったのですが，近年，その内容が改正をされまして，国土交通省のひな形の中には新たに入っています。

しかし，それを採用している交通事業者というのは，いわゆる公共の交通機関を持っているところというのが現状で，民間事業者がこの約款を採用するまでに至っていないのが今の状況だと認識しています。

医療助成の件ですが，差別解消法が施行される，施行されないにかかわらず，この問題としては，我々は問題意識としては捉えております。ただ，行政の施策として実施する場合に，いろいろな条件やクリアしないといけない問題等もあり，現状のところではご対応できていないという実態でございます。

(堺会長)

４月１日に障害者差別解消法が施行されるということは，日本の国にとっても大きな出来事であり，障がいのある人，あるいはその家族にとっては大きく注目をしているところだと思います。これから問題が出てくると思いますので，よろしく申し上げます。

それでは，これで閉会させていただきます。ありがとうございました。

以 上